

2017年5月19日

大東建託株式会社
代表取締役社長 熊切 直美 殿

全日本建設交運一般労働組合東京都本部 印
執行委員長 松田 隆浩

全日本建設交運一般労働組合東京都本部
大東建託支部 印

要求書

全日本建設交運一般労働組合東京都本部（略称:建交労東京）大東建託支部は、4月19日に結成大会を開催し、当面の要求を決定しました。会社で働く労働者の実情をご理解頂き、下記の要求に対して、誠意ある回答を要請いたします。

記

1. 会社は従業員に対し組合員であること、組合に加入しようとするを理由に解雇その他、不利益な取扱をおこなったり、正当な理由なく団体交渉を拒否したり、その他、労働組合法第7条にいう「不当労働行為」は一切おこなわないこと。
2. 会社は労働組合に対し、掲示板、組合事務所の設置、連絡のための電話の使用とりつき、会議等の場合の会社施設および什器の使用などを常識的範囲において認めていただきたいこと。組合費チェックオフ（賃金・一時金からの組合費の控除）の便宜をはかること。
3. 会社は労働組合との団体交渉を誠実におこない、労働条件の向上に努めること。組合員の身分、賃金、労働条件の問題については、会社は事前に組合と協議し、労使双方同意のうえ円満にこれを実施すること。
4. 会社の解散、閉鎖、合併、譲渡、経営主体の変更、縮小、整理、および解雇、出向、配転にあたっては、会社は事前に組合と協議し、組合の同意の上で実施すること。

5. 会社は次の組合活動について、就業時間内でもこれを認め、平均賃金を保障すること。

- ① 上級機関、上部団体の正規の機関会議および教育集会への参加
- ② 支部の大会、執行委員会など正規の機関会議への出席
- ③ 団体交渉への出席、集団交渉、労使協議会への参加
- ④ 労務の提供に重大な影響を及ぼさない短時間の組合活動
- ⑤ メーデーへの参加

6. 支部の具体的要求

- ① 営業成績を理由とする生活出来ないような賃金カットをやめること。
- ② 二年間の営業成績不振を理由とする建築営業担当社員の解雇をやめること。
また自主退社を強要する覚書について会社は撤回すること。
- ③ 建築営業(支店長、建築営業課長、建築営業担当)に対しての、過剰なノルマ、
そしてノルマ未達を理由とした懲罰的低迷強化研修や、パワハラの温床ともな
っている、強制的な管理者養成学校入校制度をやめること。
- ④ セミナーや仕事で休日出勤した社員には、代休を取らせること。
また代休が取れるような環境を作ること。
- ⑤ 長時間過密労働、パソコンを切らせての残業、家に持ち帰っての残業、毎週行
われている休日出勤などによる 36 協定違反を隠蔽するための勤怠改ざんを改
め、正しく勤怠入力出来る環境を社内に作り、未払い残業代を過去二年間に
遡り、全ての従業員、また退社した全ての従業員に支払うこと。
- ⑥ 支部執行委員長を練馬支店長に戻すこと。また、担当(ジュニアスタッフ)への
不当降格によって支部執行委員長(原告)が受けた損害を地位確認裁判での原告
請求通りに補償すること。